

# 短期給付のご案内

当組合が行う短期給付についてご案内します。

短期給付には、どの健康保険でも共通の法定給付と当組合が独自で支給する附加給付があります。

なお、組合員の皆さんの申請に基づき支給する給付もありますので、該当する場合には請求手続きをしてください。請求書は当組合ホームページ「申請書類一覧」からダウンロードできます。

## ◎保健給付 対象者:組合員および被扶養者

給付の種類	内 容	附加給付	要申請
療養の給付	組合員証等を使用して保険医療機関等で診療を受けたとき <b>療養に要する費用の7割を支給</b> (義務教育就学前までは8割を支給、高齢受給者は8割または7割を支給)	○	
入院時 食事療養費	保険医療機関に入院し食事療養を受けたとき <b>基準額から次の標準負担額を控除した額を支給</b> (住民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要)		
	<b>区 分</b>	<b>標準負担額(1食)</b>	
	一般	460円※	
	住民税非課税世帯等で入院日数90日以下のとき	210円	
	住民税非課税世帯等で入院日数90日を超えると 住民税非課税世帯等で所得が一定基準以下の場合	160円 100円	
※指定難病、小児慢性特定疾病の場合は260円			
入院時 生活療養費	長期療養入院する65歳以上の方が生活療養を受けたとき <b>基準額から生活療養標準負担額を控除した額を支給</b>		
保 険 外 併用療養費	保険医療機関等から先進医療等を受けたとき <b>保険診療に要する費用の7割を支給</b> (義務教育就学前までは8割を支給、高齢受給者は8割または7割を支給)		
療 養 費 家 族 療 養 費	①組合員証等を使用しないで治療を受けたとき ②治療用装具(コルセット等)を購入したとき ③医師の同意を得て、あんま・はり・きゅう・マッサージ等の施術を受けたとき ④海外で診療を受けたとき ⑤小児弱視等(9歳未満)の治療用眼鏡(コンタクトレンズ)を作成したとき ⑥輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズを作成したとき <b>療養の給付と同様に支給</b>	○	○
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	難病、末期がん等の在宅患者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき <b>療養の給付と同様に支給</b>	○	
高 額 療 養 費	療養費に係る自己負担額が、組合員の標準報酬月額に応じて次により算出した額(各組合員の自己負担限度額)を超えると <b>自己負担額から次の自己負担限度額を控除した額を支給</b>		
	<b>区分</b>	<b>所得区分(標準報酬月額)</b>	<b>自己負担限度額</b>
	ア	830,000円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
	イ	530,000円~790,000円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
	ウ	280,000円~500,000円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
	エ オ	260,000円以下 低所得者(住民税非課税)	57,600円 35,400円
高 額 療 養 費 外 来 年 間 合 算	70歳以上の方で基準に該当する方(※1)が、計算期間中(※2)の個人ごとの外来療養に係る自己負担額の合計が144,000円を超えたとき <b>144,000円を超えた額を支給</b> ※1:基準日(計算期間の末日)時点の所得が「一般所得者」または「低所得者」に該当する方(医療費の負担割合が2割の方) ※2:毎年8月1日から翌年7月31日(死亡の場合には死亡日)まで		○ 注
高 額 介 護 合 算 療 養 費	世帯内で医療保険と介護保険の両制度を利用し、年間の自己負担額の合計が高額になったとき <b>医療保険と介護保険の自己負担額(一部負担金払戻金等を控除した額)の合算額から所得区分に応じた介護合算算定基準額を控除した額</b>		○
移 送 費 家 族 移 送 費	療養の給付を受けるため病院または診療所に移送された場合で組合が相当と認めたとき <b>組合が査定した額を支給</b>		○

注 計算期間中の資格が当組合のみの場合は申請不要です。

給付の種類	内 容	附加 給付	要申請
出 産 費 家 族 出 産 費	組合員または被扶養者が出産したとき ※妊娠4ヵ月以上の流産、死産も出産とみなします。 420,000円 (産科医療補償制度に加入していない医療機関で分娩した場合は404,000円)	○	○
埋 葬 料 家 族 埋 葬 料	組合員または被扶養者が死亡したとき (組合員が公務により死亡したときや、交通事故など第三者加害行為により死亡し相手加害者から埋葬料相当分が支給される場合を除く。) 50,000円 (組合員が死亡したときで被扶養者がいない場合は埋葬を行った方に埋葬に要した額 [50,000円以内])	○	○

●休業給付 対象者:組合員 (任意継続組合員に対する休業給付はありません。)

給付の種類	内 容	要申請
傷 病 手 当 金	公務によらない病気または負傷により療養のため引き続き勤務に服することができないとき 1日につき 標準報酬日額×2/3 (1年6ヵ月 [結核性の病気については3年] を限度) ※退職後も支給される場合があります。	○
育 児 休 業 手 当 金	1歳に満たない子(その子が1歳に達した以後の期間について総務省令で定める場合に該当するときは最長2歳に達する前日まで)を養育するため育児休業を取得したとき 1日につき 標準報酬日額×67/100 (最初の180日は67/100、残りの期間は50/100)	○
介 護 休 業 手 当 金	要介護家族を介護するため、介護休業を取得したとき 1日につき 標準報酬日額×67/100 (介護休業の日数を通算して66日)	○
休 業 手 当 金	被扶養者の病気やけが、配偶者の出産、組合員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤したとき 1日につき 標準報酬日額×50/100	○

※標準報酬日額:短期標準報酬月額÷22(10円未満四捨五入)

●災害給付

給付の種類	対象者	内 容	要申請
弔 慰 金	組合員	予測しがたい事故または水震火災その他の非常災害により死亡したとき 弔慰金:短期標準報酬月額	○
家 族 弔 慰 金	被扶養者	家族弔慰金:短期標準報酬月額×70/100	
災 害 見 舞 金	組合員	水震火災その他の非常災害により、住居または家財に損害を受けたとき 短期標準報酬月額×損害の程度に応じ定められた月数(0.5ヵ月~3ヵ月)	○

●附加給付等

給付の種類	対象者	内 容	要申請
一 部 負 担 金 払 戻 金	組合員	自己負担額から25,000円(短期標準報酬月額が530,000円以上の方は50,000円)を控除した額	○
家 族 療 養 費 附 加 金	被扶養者	※合算高額療養費の場合は50,000円(短期標準報酬月額が530,000円以上の方は100,000円)を控除した額を支給	
家 族 訪 問 看 護 療 養 費 附 加 金	被扶養者		
出 産 費 附 加 金 ・ 家 族 出 産 費 附 加 金	組合員 被扶養者	30,000円 (組合員が退職後に出産したときは不支給)	○
埋 葬 料 附 加 金 ・ 家 族 埋 葬 料 附 加 金	組合員 被扶養者	50,000円 (被扶養者がいない組合員が死亡したときは不支給)	○

◆介護休業手当金の給付日額上限額が変更になりました

厚生労働省が行う毎月勤労統計において不適切な調査があったことに伴い、給付日額の上限額が、令和2年3月から次のとおり変更になりました。

【給付日額上限額】 15,230円 → 15,221円

※標準報酬月額が50万円以上の方は、給付日額上限額が適用されます。

お問い合わせ先 医療健康課(医療給付係) TEL 029-301-1413